

(3) 東御市人権施策の基本方針・基本計画の見直しについて

I 改定の考え方

1 位置づけ

- ・東御市人権尊重のまちづくり条例第4条に基づき、「人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針」を定めます。
- ・この基本計画は、第3次東御市総合計画を上位計画とし、個別計画として位置づけられるものです。

第3次東御市総合計画

将来像『人と自然にやさしい 豊かな暮らしを実感できるまち とうみ』

基本目標『自然と多様な人々が共生するまち

～環境にやさしい暮らしと、多様な人が認め合い・協力し合う地域を創る～』

政策『多様性を認め合う地域づくりの推進』

施策『人権尊重・男女共同参画の推進』

- ・PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

2 令和6年度に実施した各意識調査との関連性

- ・「人権と暮らしについての意識調査」の分析結果を踏まえ見直しを行います。
- ・「部落差別に関する生活実態調査及び意識調査」の回答結果を参考とします。

3 その他

- ・さまざまな人権課題の解決に向けて法整備がなされているため、整合性を図ります。
- ・引き続き、SDGs（持続可能な開発目標）を意識した取り組みが推進できるよう、計画の趣旨、基本的な考え方等にSDGsとの関連を記載します。また、目標ごとのアイコンを活用して明確にします。
- ・庁内の関係部署及び関係機関と連携し、該当する箇所の内容を確認し現状に合うものとして総合的に見直し、内容を整理します。

II 基本方針・基本計画の骨子（案）

- 1 基本理念 「全ての人が尊重されるまちを目指す」

2 基本方針

- (1) 人権同和教育・啓発の推進
- (2) 相談体制の充実と関係団体との連携強化

3 基本計画の基本的事項

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけと期間
- (3) 計画がめざす姿
- (4) 基本方針・基本計画の体系図
- (5) 計画の構成

4 人権課題に対する現状と取り組み

1 部落差別（同和問題）	6 外国人の人権
2 子どもの人権	7 インターネットによる人権問題
3 女性の人権	8 性的マイノリティの人権
4 障がい者の人権	9 その他の人権問題
5 高齢者の人権	

5 人権同和教育・啓発の推進（新）

- (1) 行政及び地域における人権同和教育
- (2) 就学前における人権同和教育
- (3) 学校教育における人権同和教育
- (4) 企業における人権同和教育

6 資料

- 用語解説
- 「人権と暮らしについての意識調査」報告（抜粋）
- 日本国憲法（抜粋）
- 人権教育および人権啓発の推進に関する法律
- 東御市人権尊重のまちづくり条例
- 東御市人権施策の基本方針・基本計画策定の経過
- 東御市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿
- 「人権に関する企業・事業所アンケート調査」（抜粋）

III 今後の日程（予定）について

令和7年	7月30日	第1回 東御市人権尊重のまちづくり審議会
	8月～9月	庁内関係部署へ計画見直し事項の確認依頼
	10月	人権政策課で見直し（素案）作成
	11月中旬	第2回 東御市人権尊重のまちづくり審議会 ・見直し（素案）について
	12月	議会全員協議会
	12月下旬～翌年1月下旬	パブリックコメント実施
令和8年	2月下旬	第3回 東御市人権尊重のまちづくり審議会 ・パブリックコメントの結果について ・見直し（案）について
	3月	決定
	4月	第4回改定による政策の推進